

## 山梨県不妊に悩む方への特定治療支援事業 Q&A

項目	No	Q	A	
助成制度全般	要件に関する事	1	平成25年3月に採卵をして、同年4月に胚移植、妊娠確認検査をしました。治療期間が年度をまたがっている場合は、どちらの年度で申請できますか。	申請は治療が終了した日の属する年度になります。 この場合は平成24年度ではなく、平成25年度の申請になります。 なお、助成対象経費には、3月の採卵等にかかる費用も含まれます。
		2	平成25年度内に治療を終了しましたが、平成26年4月に助成の申請をしていないことに気づきました。申請することは可能でしょうか。	申請は治療終了日の属するの年度内のみ可能です。 この事例では平成25年度内に治療が終了していますので、助成対象とはなりません。
		3	県外での医療機関で治療を受けたのですが、対象になりますか。	所在する都道府県・指定都市・中核市において、指定医療機関であれば対象になります。県外の指定医療機関は <a href="http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/iryuu-kikan/">http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/iryuu-kikan/</a> をご参考ください。
		4	内縁の夫婦は対象になりますか。婚姻はいつの時点でしていればよいですか。	助成の対象となる夫婦は治療開始日時点で法律上の婚姻関係にあることが必要であるため、対象になりません。
		5	配偶者が単身赴任等により別居している場合は、助成の対象となりますか。	夫婦のいずれかが県外(国外を除く)在住の場合は、所得額の多い方の住所が県内にある場合に限り、申請することが出来ます。県外にお住まいの方の所得が高い場合は、その方がお住まいの都道府県(指定都市・中核市においては各市)にお問い合わせ下さい。
		6	他都道府県(又は指定都市、中核市)で過去に助成を受けています。山梨県でも助成を受けることはできますか。	他都道府県等で助成を受けている場合は、そこで受けた助成回数または期間を通算します。このため、上限回数を超えない範囲であれば助成を受けることができます。なお、他自治体での助成状況を確認する必要がありますので、過去に助成を受けている場合は必ず申請書にご記入願います。

	<p>7 住んでいる市町村から助成を受けていますが、その市町村独自の助成ときいています。この場合も助成回数等は通算されるのでしょうか。</p>	<p>一部の自治体で実施している独自の助成制度については、通算の対象としていません。県内市町村の助成事業については通算の対象外となります。ただし、本要綱に基づく申請に係る特定不妊治療について、すでに市町村等で実施する事業により助成を受けている場合は、治療費からその助成額を除いた額を限度とします。</p>
<p>助成回数に関すること</p>	<p>8 年齢はいつの時点で判断されますか。</p>	<p>新規に申請をした際(通算1回目)の受診等証明書に書かれた治療開始日時点の妻の年齢を基準に判断します。</p>
	<p>9 治療開始日とはいつのことを指しますか。</p>	<p>治療開始日とは、新規に助成を受けた際の治療の、採卵準備のための投薬開始日若しくは以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を行うための投薬開始日となります。なお、自然周期で採卵を行う場合には、投薬前の卵胞の発育モニターやホルモン検査等を実施した日が治療開始日となります。</p>
	<p>10 平成26年度(27年度)に初めて助成を受けます。助成回数はどのようになるのでしょうか。</p>	<p>年齢(Q8参照)が40歳未満の方は、通算助成回数は6回(年間回数制限なし)となります。また、40歳以上の方は、旧制度(年間上限2回(初年度3回)、通算10回、通算5年度)が適用されます。ただし、平成28年度以降は新制度が適用されるため、平成27年度以前の回数も含め、上限回数は通算3回となります。</p>
	<p>11 平成25年度以前から助成を受けています。助成回数はどうなるのでしょうか。</p>	<p>平成26年度及び平成27年度の2年間は平成25年度までの制度をそのまま適用することになります。平成28年度以降は新制度に移行となり下記のとおりとなります。ここで言う年齢はQ8で示した時点での年齢です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・40歳未満の方は通算6回まで。</li> <li>・40歳以上の方は通算3回まで。</li> </ul> <p>なお、①平成28年度以前に上記の上限回数まで助成を受けている場合、②43歳に到達している場合、③平成27年度までに通算5年の助成を受けている場合は、新制度移行後の助成対象にはなりません。</p>
	<p>12 43歳になると助成が受けられなくなるのでしょうか。</p>	<p>平成26年度及び平成27年度については、旧制度(年間上限2回(初年度3回)、通算10回、通算5年度)が適用されるため、43歳以上の方も助成の対象となります。ただし、平成28年度以降は助成の対象となりません。</p>

	13	治療を開始した日においては39歳でしたが、申請する時点では40歳となります。助成回数はどうなりますか。	治療を始めた日の年齢で判断しますので、上限回数は6回(年間回数制限なし)となります。	
	14	39歳以下で申請したことがあります、40歳以上になると助成回数は3回までになるのですか。	初回申請時の治療開始日にて判断するので、39歳以下で助成対象の治療を始めた方は、43歳になるまでに通算6回助成を受けることができます。	
	15	夫の年齢によって助成回数が変わることはありますか。	夫の年齢による助成回数への影響は現時点ではありません。	
	16	旧制度の通算5年度とは連続して5年度間受給しなくてはなりませんか。	通算5年度とは連続した5年度とは限りません。例えば、平成22年度及び23年度に助成を受けたご夫婦が、翌年度治療を行わず、平成25年度に治療を再開した場合でも、本事業の要件を満たす治療であれば助成対象となります。	
	17	特定不妊治療の助成を受けていたのですが、夫婦が離婚し、その後、別の方と再婚した場合、助成回数はどのようになるのでしょうか。	助成対象者については、夫婦単位となることから、以前の夫婦が助成を受けた回数は通算せずに、新たな助成対象者として取扱うこととなります。	
	18	助成を受けた治療により第1子を出産したが、第2子以降に助成を受ける場合、通算助成回数の考え方はどのようになるのでしょうか。	通算助成回数については、子どもの出産により変更されるものではないため、第1子出産に至った際の治療に対する助成についても通算することになります。	
申請書類・添付書類	全般	19	申請に必要な書類はそれぞれ何のためにつけるのですか。	住民票:申請者の生年月日、住所(山梨県内に居住しているか)、 婚姻関係の確認 戸籍謄本:婚姻日、婚姻関係の確認 課税証明書:夫婦それぞれの所得の確認
	申請書	20	申請書では夫婦それぞれ違う印鑑を押さないといけませんか。	同じ印鑑でも問題ありません。

21	戸籍謄本が必要な場合はどんなケースですか。	<p>①新規申請者全員                  ②住民票では夫婦関係が証明できない場合                  ・夫婦の続柄欄が「世帯主」及び「妻」または「夫」でなくとも、住民票に記載された筆頭者が同じであれば夫婦であることの証明となり、戸籍謄本は不要です。                  ・筆頭者欄に記載がないなど夫婦関係が確認できない場合や夫婦で住所が異なる場合等は必要となります。</p>
22	本籍地が遠いため、戸籍謄本を取りに行けません。どうしたらよいですか。	郵送にて取り寄せることが可能です。詳しくは、市町村のホームページ等でご確認ください。
23	他都道府県で申請した事があり、山梨県で初めて申請する場合でも戸籍謄本は必要ですか。	他県で受給歴がある場合は不要です。その場合、他都道府県での受給履歴の確認をさせていただきます。
24	住民票は、家族全員分を記載したものが必要ですか。	住民票により、ご夫婦それぞれの居住地・生年月日を確認しますので、ご夫婦の記載があれば大丈夫です。住民票は、ご夫婦であることを確認する目的もありますので、必ず続柄の欄及び筆頭者の欄が明記されているものをご用意下さい。申請日から3ヶ月以内に発行されたものをご用意下さい
25	配偶者が単身赴任等により別居している場合はそれぞれの住民票が必要ですか。	別居の場合は夫と妻それぞれの住民票が必要です。併せて戸籍謄本をご用意していただく必要があります。
26	夫婦ともに外国籍で戸籍謄本が用意できません。どうしたらよいですか。	婚姻の届書の受理証明書または婚姻の届書の記載事項証明書をご用意ください。
27	夫婦ともにまたは一方が外国籍です。追加で必要な書類はありますか。	外国籍である申請者の助成歴を確認する際に、過去の国内居住地を確認する方法として、在留カードまたは特別永住者証明書のコピーをお願いします。

領収書に関する事	28	領収書は受診証明書に書かれた金額に合うように提出しないといけませんか。	領収書の合計が上限額(15万円または7万5千円)を超える場合は合致しない場合でも受理できます。
	29	一連の治療として指定医療機関以外での治療や院外処方を受けました。助成対象になるのでしょうか。	助成対象となります。どちらの場合も原則として「受診等証明書」の金額欄に合算した金額を記入してください。合算できない場合は、下記のようにして不妊治療との関連性を証明してください。領収書も併せて提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・院外処方の場合は処方箋や調剤明細書の写し</li> <li>・院外処方において上記の書類がない場合は、受診証明書に処方日、処方数を追記</li> <li>・指定医療機関以外での治療の際は、医療機関名、治療内容を追記</li> </ul>
	30	領収書を紛失してしまいました。領収書以外では申請できないのでしょうか。	支払証明書など病院から発行されたことが証明でき、金額がわかるものならば添付書類として扱うことができます。
	31	配偶者の扶養に入っていて所得がありません。所得証明書は何を提出すればいいのでしょうか。	所得がない場合でも、それぞれ市町村で発行される「所得課税証明書(市町村により名称が異なります)」等の所得額と控除内訳の分かる書類をご夫婦それぞれでご提出下さい。所得額に記入がなく、非課税であることのみ証明する書類では要件の確認ができませんのでご注意ください。
	32	昨年1年間は海外にいました。所得の証明は、何を提出すればよいのでしょうか。	海外での所得は、計算の対象外になります。そのため、海外にいた証明(戸籍の附票若しくはパスポートの写し等)をご提出下さい。
	33	確定申告は電子申請したので税務署の受付印がありません。どうしたらよいですか。	国税電子申告・納税システム(e-Tax)から受信通知(申告等の内容のほかに受付番号、受付日時が表示されます)を印刷の上、確定申告書に添付して提出してください。
	34	所得証明書はいつ申請しても前年度分を用意するのですか。	「所得課税証明書」は前年のものをご提出いただくこととなりますが、1～5月に申請される場合は、前々年のものをご提出下さい。

対象治療・治療区分に関すること	助成対象治療に関すること	35	助成の対象となる治療費用の範囲はどこまででしょうか。	室料、食事療養費、凍結された精子・卵子・受精胚の管理料(保存料)、文書料以外は助成の対象となります。 対象となる費用は治療期間内の保険適用外の治療分で初診料、再診料、採卵準備のための投薬や注射、採卵、胚移植の処置費、妊娠確認検査費用などです。
		36	治療の一環として指定医療機関の医師の指導に基づき、指定を受けていない医療機関で治療を行った場合は助成対象となるのでしょうか。	助成対象となります。申請の際はQ29をご確認ください。
		37	特定不妊治療の一環で、男性に対する精巣内精子生検採取法(TESA)や精巣上体内精子吸引採取法(MESA)を行いました。費用は助成対象となりますか。	助成対象となります。 ただし、TESE・MESAを行った場合でも精子が採取できず、治療が継続できなくなったケースで、採卵を行っていない場合は助成対象となりません。
		38	人工授精も対象になりますか。	助成の対象となる治療は、体外受精または顕微授精であり、それ以外の治療については対象となりません。
		39	途中で治療を中断した場合も助成されますか。	医師の判断によらない中断や特定不妊治療として治療を開始したが何らかの理由で採卵にまで至らない場合を除き、助成対象となります。
		40	治療期間はどこからどこまでをさしますか。	原則として1回の治療期間は、採卵準備のための投薬開始から妊娠の有無の確認(妊娠の有無は関係ありません)、または医師の判断によりやむを得ず治療を中止した時点としています。 なお、自然周期で採卵を行う場合には、投薬前の卵胞の発育モニターやホルモン検査等を実施した日が治療開始日となります。

ステージに関すること	41	妻の採卵後、夫の採精がうまくいかず治療を断念した場合、ステージは何にあたるのでしょうか。	特定不妊治療においては、採卵前に事前に夫の検査も行われているものと考えられるため、予め採精できないことが分かっているにもかかわらず、妻の採卵後に採精できずに治療を断念した場合には、助成対象となりません。ただし、男性不妊が原因でなく、採卵後に夫の体調不良等によりたまたま採精できなかった場合には、卵子を凍結して採精できた時点で受精させ、その後凍結胚移植を行う場合には、ステージBとなります。
	42	新鮮胚移植を行う予定であったが、夫の採精ができずやむを得ず卵子を凍結したが、その後、採精できたので卵子を融解して治療を行った場合のステージはB(凍結料を助成対象)としてよいのでしょうか。	ステージはBとし、凍結料は助成対象となります。ただし、卵子凍結による体外受精においては、今回のようなケースを除いてはステージCに区分され、その場合、凍結料・受精料は助成対象となりません。
	43	凍結胚移植を行おうとしたが、融解に成功せず治療終了となった場合は助成の対象となるのでしょうか。	採卵を伴わない凍結胚の移植(ステージC)を行おうとした際に、融解に成功せず治療終了となった場合には、助成の対象となりません。なお、採卵を伴う凍結胚移植においては、融解に成功せず、やむを得ず治療を終了することとなった場合には、ステージDに該当します。
	44	ステージBについて、実施要綱に「採卵・受精後、1～3周期程度あけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合」とあるが、それ以上の周期をあけた場合には、一度ステージDを申請してからCとするのですか。	「1～3周期程度」は例示であるので、当初からの治療方針によりそれ以上の周期をあけて治療を行うものについてはステージBとなります。体調不良により治療を終了しステージDを申請後に、体調が回復したことにより、その後、ステージCによる申請が行われる場合、この場合、ステージD及びステージCによる助成となるため、助成回数は2回とカウントすることになります。
	45	受精卵を移植しようとしたが、子宮内の腫れのため、期間をあけて移植がおこなわれました。この場合はどのステージにあたるのでしょうか。	ステージBとしてあつかいます。
	46	ステージDにおける体調不良とはどのようなものを指すのでしょうか。	中断を判断した時点において、疾患等のためにもはや今後胚移植ができないと判断される状態を指します。このため、疾患があったとしても、疾患治療後に不妊治療を継続して行う方針の場合はBとして扱われます。
その他	47	助成金を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられなくなるのでしょうか。	本事業で受けた助成金は、確定申告の医療費控除の「保険金などで補てんされる金額」に該当し、1年間にかかった医療費から助成金額を差し引いたものが医療費控除の対象になります。詳細は、最寄りの税務署に確認下さい。